

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例の概要

第1 改正の趣旨

議会のデジタル化に必要となる事項を定めるほか、文言等の整理を行う。
併せて、岩見沢市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に関する規定の整理を行う。

第2 改正の内容

- (1) オンラインによる方法での委員会開催を可能とする規定及び文書で行われていた手続のオンライン化を可能とする規定を定める。
- (2) 常用漢字の変更に伴う字句や現在の社会情勢等に照らし改正が適当と判断された事項について文言整理を行う。
- (3) 岩見沢市事務分掌条例の一部改正に伴い、常任委員会の所管に関する規定の整理を行う。

第3 施行期日

令和7年4月1日

岩見沢市条例第13号

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月26日

岩見沢市長 松野 哲

岩見沢市議会委員会条例の一部を改正する条例

岩見沢市議会委員会条例（昭和42年条例第20号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第15条（招集）

第16条（定足数）」

を

「第15条（招集）

第15条の2（委員会の開会方法の特例）

第16条（定足数）」

に、「第28条（代理人又は文書による意見の陳述）」を「第28条（代理人又は文書等による意見の陳述）」に改める。

第2条第2項第1号ア中「、情報政策部」を削る。

第15条の次に次の1条を加える。

（委員会の開会方法の特例）

第15条の2 委員長は、委員について、次に掲げる場合に該当すると認めるときは、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法（以下「オンラインによる方法」という。）によって、委員会を開会することができる。ただし、第20条（秘密会）第1項の秘密会は、この限りでない。

- (1) 大規模な災害の発生、感染症のまん延その他の委員個人の責に帰することができない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
 - (2) 育児、介護その他のやむを得ない事由により委員会を招集しようとする場所に参集することが困難である場合
- 2 オンラインによる方法で出席を希望する委員は、あらかじめ委員長の許可を得なければならない。
- 3 第1項に規定する委員会の開会は、オンラインによる方法で出席を希望する委員からの申請に基づき委員長が判断する。
- 4 第1項の規定により開会される委員会に、オンラインによる方法で出席する委員は、この条例の規定の適用については、当該委員会に出席しているものとみなす。
- 5 オンラインによる方法での委員会の開会方法その他必要な事項は、議長が別に定める。

第20条第2項中「はかって」を「諮って」に改める。

第23条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第25条第1項中「聞こう」を「聴こう」に、「あらかじめ文書で」を「前条の規定によりあらかじめ」に改め、同条第2項中「かたよらない」を「偏らない」に改め、同条に次の1項を加える。

3 公述人は、オンラインによる方法により公聴会で意見を述べることができる。

第26条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改める。

第28条の見出し中「文書」を「文書等」に改め、同条第1項本文中「文書で」を「文書若しくは電子情報処理組織（委員会又は委員長の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この条において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により」に改める。

第29条第2項中「聞こう」を「聴こう」に改め、同条第3項中「文書」を「文書等」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 参考人は、オンラインによる方法により委員会で意見を述べることができ
る。

第30条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を
同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 第1項の規定にかかわらず、同項の規定による記録の作成は、議長が定め
るところにより、当該記録に係る電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その
他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、
電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことが
できる。この場合において、同項の規定による署名又は押印については、同
項の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定
めるものをもって代えることができる。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。